

高齢者施設への往診・遠隔診療をご活用ください ～5類移行後も施設内療養者への医療支援を行います～

東京都では、5類移行後も、高齢者施設の施設療養者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合に施設内において診療を実施することができるよう、関係機関と連携して医療提供体制を整備しています

事業の対象者

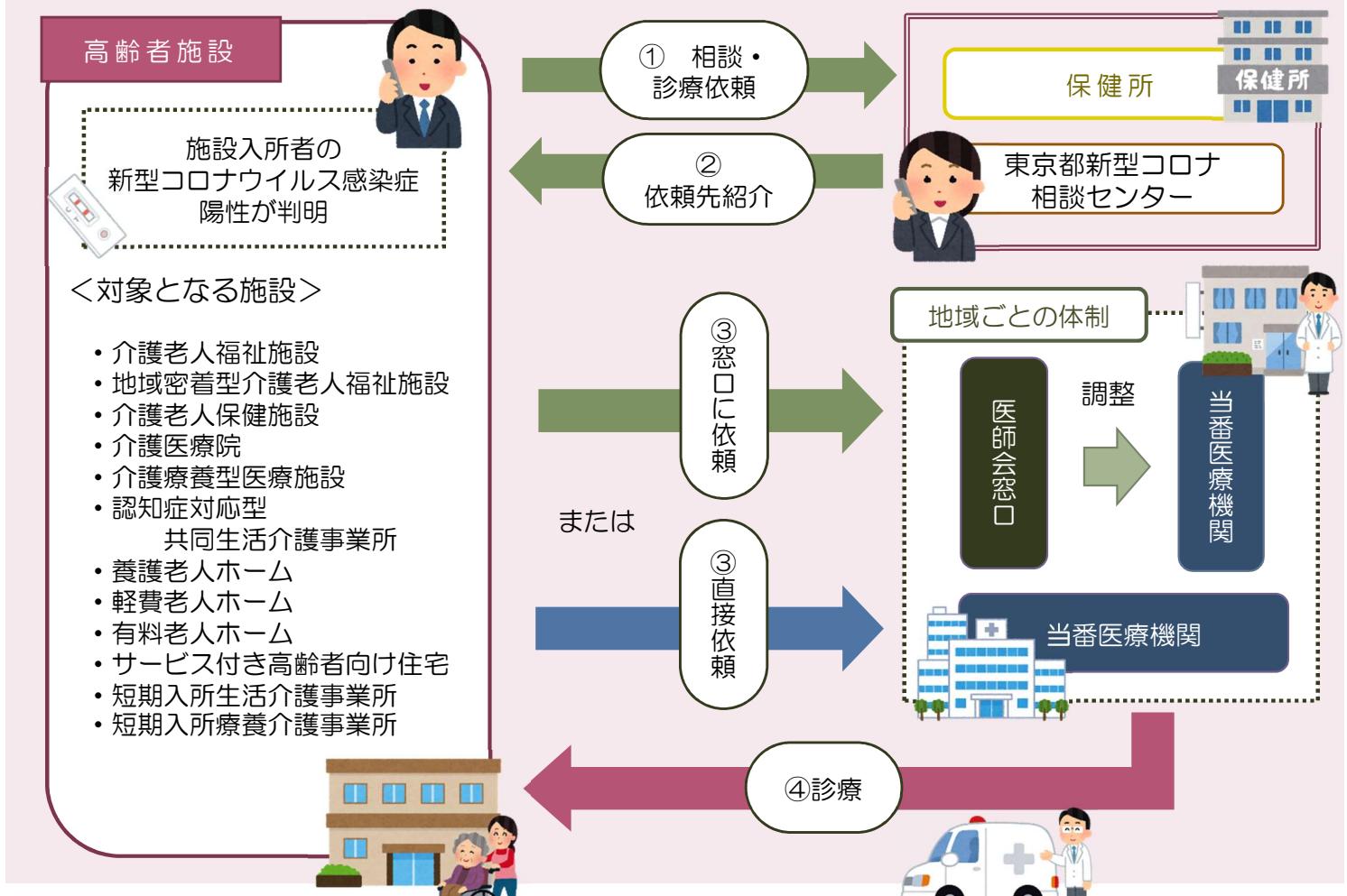
新型コロナウイルス感染症の陽性が判明している高齢者施設の入所者 ※対象施設は下記参照

診療依頼方法

- ① 東京都新型コロナ相談センターまたは管轄の保健所に連絡し、新型コロナ陽性と診断されている患者がいて、医師による診療を受けたいことをお伝えください。
- ② 施設の所在地の地域内で、その日診療可能な医療機関（または地区医師会窓口）があれば、連絡先をご紹介いたします。
- ③ ご紹介した連絡先に直接連絡して診療を依頼してください。
 - ・窓口方式の場合 地区医師会の窓口から、そのとき対応可能な医療機関に連絡して診療を依頼します。
 - ・その他の場合 直接医療機関の電話番号をご紹介いたしますので、直接医療機関に診療を依頼してください。

診療までの流れ

施設の配置医師や協力医療機関で対応できない場合に地域の医療機関が支援を行うものです。
施設に配置医師がいる場合や協力医療機関がある場合は、まずそちらに診療を依頼してください。



注意事項

- 医療費の自己負担が発生します。
- 各地域の体制については、東京都新型コロナ相談センターまたは保健所にお問い合わせください。